

介護保険料の減免制度をご存じでしょうか？

4月から月1000円（基準段階）の値上げとなった介護保険料。

共産党市議団としても減免制度の拡充を求めてきましたが、この4月から、制度の運用が一部改善され、拡充されました。

介護保険料の所得段階が第3、

4段階（世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える場合）の方で、次のいずれにも該当する方については、保険料が第1段階の額に減額される場合があります。

【減免の内容】

「第3段階」 年額39600円（月3300円）⇒31680円（月2640円）

「第4段階」 年額47520円（月3960円）⇒31680円（月2640円）

- ① 世帯の年間収入見込額（給与、年金、事業所得等全ての収入）が減免基準額（下表参照）を超えない方。
- ② 健康保険などの医療保険において、被扶養となっていない方。
- ③ 預貯金額が単身世帯で200万円、2人世帯で400万円、3人世帯以上で500万円を超えない方。
- ④ 本人及び同一世帯の方が、居住用以外に処分可能な土地・家屋を有していない方（※）。
- ⑤ 介護保険料の滞納がない方。

（※）これまでは、居住用以外に処分可能な土地・家屋を持っていれば減免制度が受けられませんでした。田畑や山林なども含む土地については、すぐに処分できないものについては、所有していても、減免を受けることができるようになりました。



	収入基準額（年額）	預貯金基準額
単身世帯	100万円	200万円
2人世帯	150万円	400万円
3人世帯	200万円	500万円
4人世帯	250万円	500万円が上限
以後1人増えるごとに50万円加算		

生活保護の相談窓口が広がりました

- *（新）中央・東・西・南・北区役所
- *（新）託麻・清水・幸田総合出張所
- * 北部・飽田・天明・城南総合出張所

日本共産党市議団にお気軽にご相談ください！
緊急入院となったAさんなど、生活保護を受給し、安心して治療を受けることができました！

Aさん(49歳・男性)は、漁業を営んでいましたが、船が壊れ、修理の費用もなく、昨年12月から仕事ができなくなり、途方に暮れ、飲酒の量も増えていました。兄弟が心配して、内科を受診したところ、アルコールによる肝障害があり、アルコール病棟のある病院に緊急入院となりました。福祉事務所から出張面接を受け、生活保護を受給することができました。

Bさん(58歳・男性)糖尿病の合併症により、視力が低下していましたが、昼間だけサングラスをかけ、タクシーの運転手をしていました。収入も少なく、糖尿病の薬も中断しがちでした。生活保護を受給し、治療に専念することができました。

Cさん(66歳・女性)1人暮らし失業中で収入なし。国立病院に救急車で運ばれ、緊急手術となり兄さんより、医療費の相談を受け、生活保護を申請しました。2年間家賃滞納もあり、食事も食べられない状態が続いていたようです。「もっと早く、生活保護を受けておればよかったのに」と思いました。

